

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に依じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に依じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一 タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1096 \cdot 92Dw^{-0.488}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218 \cdot 8Dw^{-0.488}$ 以下であること。
二 タンカー等（そ	Dwが四千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一 タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218 \cdot 8Dw^{-0.488}$ 以下であること。
	(新設)	(新設)
二 タンカー等（そ	Dwが二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標

の貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)	Dwが四千トン以上二万トン未満	の値が1097.1Dw <sup>-0.488</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1219Dw <sup>-0.488</sup> (1-0.1 $\frac{Dw-4000}{16000}$ )以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1008Dw <sup>-0.488</sup> 以下であること。
三 液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が1120Dw <sup>-0.488</sup> (1-0.1 $\frac{Dw-2000}{8000}$ )以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が961.79Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が865.61Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
四 ばら積貨物船	Dwが二万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が961.79Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が865.61Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が10000(1-0.1 $\frac{Dw-10000}{10000}$ )以下であること。

の貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)	Dwが二万トン未満	の値が1219.00Dw <sup>-0.488</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1120.00Dw <sup>-0.488</sup> 以下であること。
		(新設)
三 液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が961.79Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が865.61Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
四 ばら積貨物船	Dwが二万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が961.79Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が865.61Dw <sup>-0.477</sup> 以下であること。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が10000(1-0.1 $\frac{Dw-10000}{10000}$ )以下であること。

五 コンテナ船	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.798Dw^{-0.201}$ 以下であること。
六 冷凍運搬船	Dwが一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $204.309Dw^{-0.244}$ 以下であること。
七 一般貨物船	Dwが三千トン以上五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.244}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $96.732Dw^{-0.216}$ 以下であること。

五 コンテナ船	Dwが二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $174.22Dw^{-0.201}$ 以下であること。
六 冷凍運搬船	Dwが一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.244}$ 以下であること。
七 一般貨物船	Dwが五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48Dw^{-0.216}$ 以下であること。

備考 Dwは、載貨重量トン数	八 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	Dwが三千トン未満	万五千トン未満	の値が $107.48Dw^{0.216}$
			( $1-0.1 \frac{Dw-3000}{12000}$ )以下である場合。	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
備考 Dwは、載貨重量トン数	八 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	Dwが一万五千トン未満		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
				二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。